

教育センターにおける「カリキュラムセンター機能」をめぐる改革動向**A Study of Education Center Reform****- focusing on the function of "Curriculum Centers"**

千々布 敏弥*

CHICHIBU Toshiya

Abstract

Many education centers are now considering reforms, focusing on the function of "curriculum centers."

The Central Education Council in 1998 referred the idea of curriculum center function. Though curriculum centers at the national level were required, the guidelines did not require the establishment of curriculum centers at the local level.

Three types of education center reform are now being considered: one, to transform education centers into curriculum centers; two, to establish specific sections to provide teachers with curriculum advice and resources; and three, to establish specific sections to develop new curriculums.

Many education centers are planning to implement the second type of reform. Many teachers are gathering at education centers that establish new consulting rooms for curriculum advice.

The reason for this movement is the reform of national curriculum standards, which allows schools to develop their own curriculums. Many schools, however, are unsure how to do this.

This study illustrates the necessity for education centers to provide individual advice to teachers, and discusses staff development at education centers. Despite the importance of education centers, they are facing budget cuts and restructuring. We should consider how to establish an administration system that supports schools in developing their curriculums.

1. はじめに

都道府県及び市町村が設立する教育センター（名称としてはこのほか総合教育センター、教育研究所、教育研修所等がある。本稿ではこれらを総称して教育センターと称することとする。）の多くにおいて、近年、改組再編の動きが見られる。その要因としては、都道府県・市町村の教育改革案の実施のため、他の教育関係機関と統合するため、教育委員会が所轄していた研修を教育センターが一元的に所轄するため、などさまざまに挙げられるが、特に「カリキュラムセンター機能の充実」を課題として再編に取り組んでいる機関が多い。この課題のもとに最初に教育センター内にカリキュラムセンター機能を担う部署を設置したのは大阪府教育センターであり、平成11年4月に改組した。次いで平成13年4月に神奈川県立教育センター、平成14年7月に埼玉県立総合教育センターなどが教育センター内にカリキュラムセンター機能を担う部署を開設している。

* 教育研究情報センター 主任研究官

この動向は、平成10年9月に中央教育審議会が教育課程に関する調査研究の必要性を提言したことと、平成13年1月に国立政策政策研究所に教育課程研究センターが設立されたことを契機としている。ただし、中教審答申は国の教育課程研究センターの設立を提言しながらも、地方レベルのカリキュラムセンターの設立を求めていたわけではなかった。平成15年10月の中教審答申「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」は、各地域の教育センターにおけるカリキュラムづくりの支援を行うためのセンター的機能を充実することを提言したものの、多くの教育センターは、それ以前に「カリキュラムセンター」という施設を設置したり、「カリキュラムセンター機能」を充実させることを課題として意識することとなっている。平成13年度に都道府県指定都市教育研究所長協議会が実施した調査では、「これからの中等教育センターとして特に力を入れていく取組として、今後もっとも必要だと思うもの」として「カリキュラムセンター機能の充実」を挙げる機関がもっとも多く、加盟59機関の45.8%（27機関）となっていた⁽¹⁾。

本稿は、多くの教育センターがカリキュラムセンター機能の充実を意識することとなった要因と、現実に機能しているカリキュラムセンター機能の分析を通じ、教育センターが果たしている役割の変容の動向を分析することを目的としている。

2. 用語としての「カリキュラムセンター機能の充実」の登場

2-1 国における検討

平成10年9月の中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」は、「国及び都道府県教育委員会が指導等を適切かつ効果的に行うためには、今後、教育及び教育行政等に関する実証的研究の成果や内外の情報を収集し、適切な情報提供を行うことがますます重要となってくるものと考えられる。」とし、「国の教育課程に関する行政は、教育課程の基準の設定とともに、これに基づく各学校の教育課程の実施状況等に関する実証的な調査分析を踏まえた指導・助言等に重点を移すこと。また、これに対応して文部省の業務を基本的なものに精選するとともに、行政改革の観点にも配慮しながら、カリキュラムに関するナショナルセンターの設置について検討すること。」と提言した。

この答申を受けて、平成13年の中央省庁の再編に伴い、国立教育政策研究所に教育課程研究センターが設置された。同センターの所掌事務は次のように定められた。

- 一 初等中等教育の教育課程に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと。
- 二 前号の事務に関し、国内の研究機関、大学その他の関係機関との連絡及び協力を行うこと。
- 三 国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育の教育課程に関する援助及び助言を行うこと。（国立教育政策研究所組織規則第23条）

中央教育審議会は平成15年10月に「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」答申した。この答申において、「各学校における創意工夫に満ちた教育課程の編成に資するよう、各地域の教育センターや拠点校等においてはカリキュラムを収集・蓄積・情報提供する等のカリキュラム作りの支援を行うためのセンター的機能を充実すること等について、今後検討していくことが必要である。」と提言されている。

地方レベルのカリキュラムセンター機能に直接に言及した国の文書は、この答申が始めてとなる

教育センターにおける「カリキュラムセンター機能」をめぐる改革動向ものの、各地方においては、平成10年中教審答申を契機として、それぞれ主体的にカリキュラムセンター機能に関する検討が展開された。その過程は次のようなものである。

2－2 大阪府における検討

大阪府は、中央教育審議会が平成10年9月に「今後的地方教育行政の在り方について」答申を出した同時期に「大阪府における教育改革の基本方向（案）」を公表した。そこにおいて、「学校における授業改革と特色ある教育課程の編成等を支援するため、府教育センターにおけるカリキュラムセンター機能の整備を図る」とした。この文書が公的文書では初めて、「カリキュラムセンター機能」の用語に言及したものである。

大阪府は、最終的な結論として平成11年4月にカリキュラム研究室を設置している。その名称がカリキュラムセンターとならず、カリキュラム研究室となったのは、定員の確保が困難であり、「センター」という名称を冠するには不適切であったためと推測される。平成10年の段階からそのような結論が予測されたからこそ、「カリキュラムセンター」との名称の使用を避け、「カリキュラムセンター機能」との表現を使用したと考えられる。

大阪府が平成11年4月に公表した「教育改革プログラム」においては、「新学習指導要領のもとで、各学校が創意工夫を活かした特色ある教育課程を編成することができるよう、府教育センターを中心にカリキュラムに関する研究を深め、各学校に情報を提供するとともに、教育課程の編成等に関する助言・支援を行う。」としており、「カリキュラムセンター機能」の語が消えて「カリキュラムに関する研究」となっている。教育改革プログラムの公表と同時に府教育センターは改組され、カリキュラムセンターならぬカリキュラム研究室が設置された。

カリキュラム研究室の所掌事務は、教育課程全般に関する研究及び各学校における様々な取組や実践事例等の調査分析を行い、教育委員会の施策への提言を行うとともに、各学校に対して教育課程に関する助言・支援を行うこととしている⁽²⁾。

2－3 神奈川県における検討

神奈川県立教育センターは、平成13年4月に組織規則を一部改正し、教育指導部情報教育室の事務の中に「カリキュラムの開発に関する総合的企画及び調整に関すること」「カリキュラムに係る研修の企画及び実施、調査、研究、情報の収集及び提供並びに相談に関すること」「カリキュラム開発センターの運営に関すること」を規定した。

この規定に基づき、平成13年7月に神奈川県立教育センター内にカリキュラム開発センターが開設された。カリキュラム開発センター開設にあたり神奈川県立教育センターが作成したパンフレットにおいては、「カリキュラム開発センターを中心、「カリキュラムに関する調査研究・検証開発や、人材育成のための研修の実施、カリキュラム・コンサルタント、幅広い情報の収集・提供を行い、特色ある教育の展開や学校づくり、楽しく分かりやすい授業づくりなどについて、学校や教職員への助言や支援をはじめ、保護者や地域住民の方々の学校運営や学習活動への参画を支援します」と記している⁽³⁾。

平成14年4月、神奈川県立教育センターは、神奈川県立第二教育センターと統合し、神奈川県立総合教育センターとなった。新組織は、総合企画部、カリキュラム事業部、教育相談部よりなり、総合企画部とカリキュラム事業部をおく庁舎の通称を「カリキュラムセンター」とした。カリキュラム事業部は6つの課より構成され、そのうち3課において「カリキュラムに係る研修の企画及び

実施すること」「カリキュラムに係る調査、研究及び開発に関すること」「カリキュラムに係る情報の収集及び提供並びに相談に関すること」「カリキュラム開発センターの運営に関する事務」の事務が規定されている⁽⁴⁾。この新組織では、教育センター全体を「カリキュラムセンター」とし、その中にカリキュラムに関する相談と情報提供を行うための部屋である「カリキュラム開発センター」を位置づけている。

2－4 その他の県における検討

埼玉県立総合教育センターは、平成13年度より企画担当と教育課程研究室の所掌事務に「カリキュラムセンター機能の整備・充実」を掲げた。また、平成13年度事業計画概要において研究主題の一つとして「カリキュラムセンターとしての機能の充実と学習指導法の工夫・改善」を挙げている⁽⁵⁾。

埼玉県立総合教育センターは、カリキュラムセンター機能に関する検討の初期段階で神奈川県の改革状況を調査し、埼玉県においては、定員を配置する「カリキュラムセンター」の設置は困難であるものの、既存の組織の中で「カリキュラムセンター機能」を整備・充実させることは可能と考えた⁽⁶⁾。

長崎県教育センターは平成14年4月に組織機構を再編した。長崎県教育センターの再編は、県教育委員会が平成13年5月に策定した「新長崎県公立学校教職員研修体系基本構想」によるものであり、「より専門的で効果的な研修を実施するために、関係機関や専門機関との積極的な連携を図るとともに、教育改革期の研修・研究機関としての教育センター機能の一層の充実を図ること」が提言されていた。

長崎県教育センターは再編に当たり、次の6視点をもって臨んだ。①教育庁各課・各教育機関で実施されている教職員研修の体系化を一層推進する機能の新設、及び事業評価に基づき事業改善を推進する運営体制の充実。②特色ある学校づくりを支援するための教育課程編成・運営・実施等に関わるカリキュラムセンター機能の充実。③急速に高度化する情報化社会に対応するため、情報教育センター機能の充実。④基礎学力の向上のため、各校種の特質に即し、専門性を高める教科等の研究・研修機能の一層の充実。⑤長崎県の教育が抱える課題と直接的に関連する調査研究体制の一層の充実と政策提言機能の充実。⑥研修場所や講師等に関する民間や関係機関との連携強化と研修分担。このなかで、第2の視点に掲げた「カリキュラムセンター機能の充実」を担う部署として、長崎県は平成14年10月にカリキュラムセンターを開設した⁽⁷⁾。

他の教育センターにおいても、カリキュラムセンター機能を意図した組織改編が行われている。大阪府、神奈川県、埼玉県、長崎県の設置動向とあわせてまとめると、表のようになる。

平成11年4月	大阪府	カリキュラム研究室設置
11年4月	大阪市	カリキュラム開発支援ルーム設置
13年7月	神奈川県	カリキュラム開発センター開設
14年4月	神奈川県	善行庁舎の通称を「カリキュラムセンター」とする
14年4月	広島県	カリキュラム研究班設置
14年5月	横浜市	教育課程開発課設置
14年7月	埼玉県	カリキュラムサポートセンター開設
14年10月	長崎県	カリキュラムセンター開設

15年3月	福岡県	カリキュラム相談室開設
15年4月	北海道	ほっかいどうカリキュラムセンター開設
15年4月	富山県	カリキュラム支援室開設
15年4月	京都市	カリキュラム開発支援センター開設
15年4月	奈良県	学校支援センター設置
15年4月	岡山県	カリキュラムサポートセンター開設
15年4月	山口県	カリキュラム支援コーナー開設
15年4月	沖縄県	カリキュラムセンター開設

3. カリキュラムセンター理念の嚆矢と現実

前節で概観したように、カリキュラムセンター機能を担う部署を新設したり、カリキュラムセンター機能を担う部屋を開設している教育センターが多数出てきており、検討中の教育センターもある。しかし、その動向は全ての教育センターで見られるわけではなく、「カリキュラムセンター機能は教育センター全体で担っている」と考えている機関もある。また、「カリキュラムセンター機能」の語に含まれる概念が、中教審答申、各教育センターそれぞれに異なっている。その差異の現状と共に見られる要素を次に分析する。

3-1 カリキュラムセンター理念の提唱

現在のカリキュラムセンター機能を私的に提言していたのは、元文部省審議官中島章夫氏である。中島氏は、昭和40年代後半から、シカゴ大学ベンジャミン・ブルーム教授の説をもとに、カリキュラムセンターの必要性を説いている⁽⁸⁾。

神奈川県が平成11年にカリキュラムセンター機能に関する検討を始めた時に、中島章夫氏を講師として「カリキュラムセンター構想について」というテーマで所内講演会が開催されている。神奈川県立教育センターは中島氏を講演に招くほか、改革案を検討する過程においてアドバイスを受けている⁽⁹⁾。

中島氏は「現行のカリキュラムの問題点の所在についての十分な検証もなく、新しいカリキュラムの妥当性についての実験も行わないで、現行カリキュラムのつきはぎ的な改定を行う従来の方式」を批判し、「カリキュラムセンターの助けを借りた体系的なカリキュラム開発の必要性」を主張している。さらに、「基本的な部分は国が、そして実際的な多くの部分は県が責任を持って果たして、両々あいまって教育に対する父母や住民の負託に応える体制を作る必要」から、カリキュラムセンターは国に設置すると同時に都道府県にも設置することを提唱している⁽¹⁰⁾。

中島氏の構想では、国レベルと県レベルそれぞれのカリキュラムセンター機能は次のように整理されている。

国	①現行カリキュラムの定着度に関する調査研究
---	-----------------------

	②新しいカリキュラム基準の開発のための実験と分析研究 ③カリキュラムの国際比較研究 ④指導用の参考資料や学習用教材教具の開発 ⑤現職教育用研修プログラムの開発 ⑥カリキュラムの評価に関する調査研究 ⑦カリキュラム内容と構造に関する原理的研究
県	①教育課程に関する科学的、実証的、継続的な分析研究 ②研究成果の教育現場へのフィードバック ③各種研究集会、講習会等の開催 ④指導主事と指導員の養成、研修及び派遣 ⑤教職員のための各種研修の機会の提供 ⑥教育課程、指導方法、生徒指導などに関する教育現場への技術的支援 ⑦教育に関する調査統計の実施と活用

(11)

中島氏の構想では、国レベルでは調査研究に重点を置き、県レベルでは研究とともにその成果の普及と研修に重点を置くものとなっている。県レベルの役割は、まず、教育課程に関する研究開発を行い、その成果を広めるための研究集会や講習会の開催、指導者の養成を行うことが必要とされている。ところが、現状の都道府県レベルの教育センターにおいては、教育課程の研究開発を独自に行うまでの体制を整えることは困難である。そのような状況の中で、地方教育センターがカリキュラムセンター機能のための体制を考察した際は、研究開発の成果を広めるという中島氏の構想とは異なったものとならざるを得ない。その具体的な検討過程を神奈川県において見ることとする。

3－2 カリキュラムセンター機能の現実

① コンサルタント

神奈川県は、平成11年よりカリキュラムセンターに関する検討を開始し、前述の中島氏講演の他、先行的にカリキュラム研究室を開設した大阪府教育センター等の視察を実施した。翌12年5月にはカリキュラムセンター設立協議会を設置し、その役割や機能、具体的な取組について学識経験者、学校教育関係者等から意見を聴取した（平成12年7月～8月の間3回）。また、カリキュラムセンター設立準備委員会を設置し、カリキュラム設立協議会の意見を受け、その具体化に向けた協議を行った。平成13年1月には「神奈川県教育センターにおけるカリキュラムセンター機能整備の方針」を策定し、4月に教育センター組織規則を改正し、カリキュラムセンターとしての業務を所掌事務に追加した。

このような検討過程を経て神奈川県立教育センターが取りまとめたカリキュラムセンター機能は、①調査研究・検証開発、②人材の育成、③カリキュラム・コンサルタント（相談）、④情報の収集・提供の四つの柱で説明されている⁽¹²⁾。

第1の柱である調査研究・検証開発とは、今日的な教育課題についてカリキュラムの調査研究・検証開発を行うことであり、学習指導案や教材・教具を開発し、学校において検証授業を行うなどの研究を実施している。第2の柱である人材の育成とは、各学校や地域において特色ある学校づくりや魅力ある授業づくりをコーディネートし、リーダーとしてカリキュラムづくりの中心となる人

教育センターにおける「カリキュラムセンター機能」をめぐる改革動向

材を育成することを意図している。第3の柱であるカリキュラム・コンサルタントは、カリキュラムに関する相談や問合せを受け付けることである。第4の柱である情報の収集・提供は、カリキュラム関連情報の幅広い収集・提供を意図している。これらの四つの柱を同時並行的に実施することを、神奈川県は目指している。

神奈川県における以上の検討過程は、順調に進行したわけではない。所長インタビューによると、全国に先駆けての改革である以上、職員の意識改革が最大の課題であったとのことである。所長により、職員の意識がポジティブに変化したと感じられたのは、平成13年7月に開設したカリキュラム開発センターの来所者と相談者が急増した段階であった。

カリキュラム開発センターは、カリキュラムセンター機能の中核を担い、資料の収集・提供やカリキュラム・コンサルタントの専用の部屋として、平成13年7月に開設された。研修のために神奈川県立教育センターを来訪する利用者は毎年9千～1万人であり、カリキュラム開発センターの平成13年度間の利用者は3千200人となっている。カリキュラム開発センター開設により、教育センター全体の利用者が3割増加している。4つの柱のうち、現実にはコンサルタント機能が多く教師の支持を得た状況については、他県でも同様の動向が見られる。

大阪府教育センターは、平成11年4月にカリキュラム研究室を設置した。筆者がインタビューに訪れた際は、カリキュラム研究室の主目的はカリキュラムに関する研究であるものの、実際の業務においては、研究よりも、カリキュラムに関する相談に応じる時間が多いたことであった。電話や来所による相談は毎日のようにあり、1日あたり電話は10～20件、来所は3～5件のことである。また、学校への講師派遣要請も受け付けており、要請に応じてセンター職員が出向いた件数は平成12年度255件、平成13年度173件となっている⁽¹³⁾。

埼玉県は平成13年度よりカリキュラムセンター機能の充実に取り組み、平成14年7月に、神奈川県のカリキュラム開発センターと同様の、資料提供やカリキュラム・コンサルタントの場としての「カリキュラム・サポートセンター」を開設した。埼玉県がカリキュラム・サポートセンター設置の構想にあたり、県内の小中高校に対し実施したアンケートによると、教育課程編成や総合的な学習の時間、評価等の問題に関するコンサルタントについての要望がもっと多く、約9割が回答している。続いて学習指導案やシラバス、授業で使えるコンテンツや教材教具などの情報収集・提供機能を希望する回答が多く、約8割となっていた⁽¹⁴⁾。

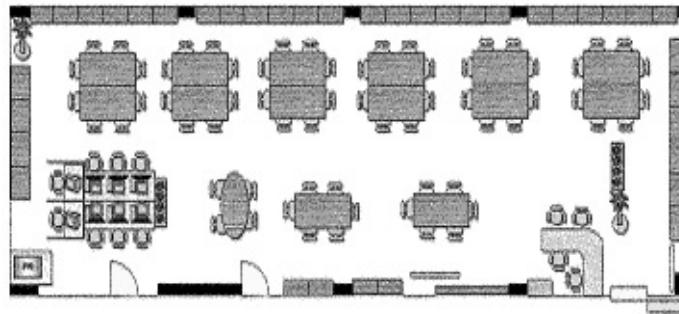
② 資料提供

神奈川県のカリキュラム開発センターにおいては、総合的な学習に関する参考書など、各学校が具体的な教育課程を編成する際の参考資料が、図書館とは別に整理され、閲覧できるようになっている。また、学校要覧、研究紀要なども配架されており、神奈川県教育委員会が制作した学校教育放送番組がパソコン上で閲覧できるようになっている⁽¹⁵⁾、教材・教具などもカリキュラム開発センターで提供されている。

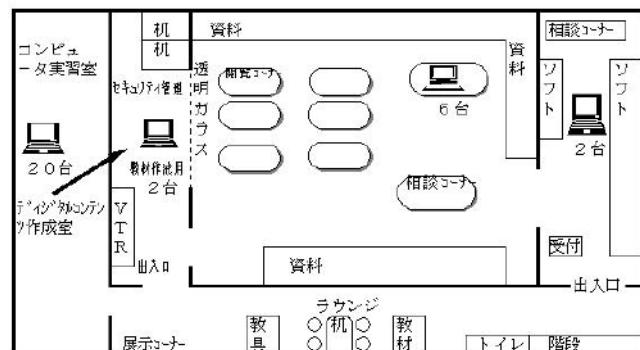
埼玉県のカリキュラム・サポートセンターは、平成13年度よりインターネット上で公開しているシラバス、学習指導案のほか、埼玉県が収集してきた学習指導案が閲覧でき、県内の教員が作成した教材や教具、CD-ROM等の電子媒体資料、動画のデジタルコンテンツ、教育用パソコンソフトが展示されている。

長崎県のカリキュラムセンターでは、総合的な学習の時間の年間指導計画や学校要覧、学習指導要領解説書、教科書等が閲覧できるようになっている。

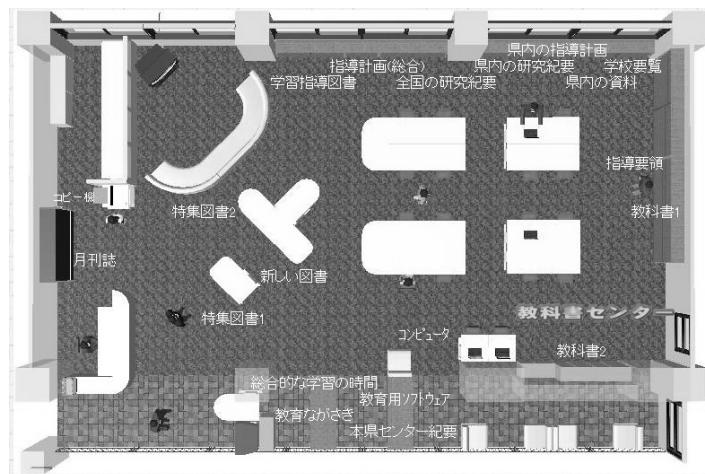
神奈川県立総合教育センター内 カリキュラム開発センター



埼玉県立総合教育センター内 カリキュラム・サポートセンター



長崎県教育センター内 カリキュラムセンター



4. コンサルタントと資料提供機能が重視される背景

現在の教育センターにおけるカリキュラムセンター機能の充実を意図した改革は、第1に教育センター全体をカリキュラムセンター化する動き（神奈川県）、第2に教育センターの中でカリキュラム開発のためのコンサルタントと資料閲覧のサービスを提供する部屋を開設する動き（神奈川県、埼玉県⁽¹⁶⁾、長崎県⁽¹⁷⁾、福岡県、富山県、岡山県、山口県、沖縄県⁽¹⁸⁾、京都市）、第3にカリキュラムの研究開発のための組織を新設する動き（大阪府、広島県、横浜市⁽¹⁹⁾）に大別できる。このうち、特に第2の動きが顕著である。

カリキュラム開発のためのコンサルタントと資料閲覧のための部屋（カリキュラム開発センター、カリキュラム支援センター、カリキュラムサポートセンター等）を開設し、教職員へのサービスを提供している教育センター以外に、カリキュラム開発という目的を謳わずに相談に応じるサービスを提供する教育センターもある。福岡市教育センターは、カリキュラムセンター機能を明示的に謳っていないものの、平成14年度から学校からの要請に応じ、センター職員を派遣する事業を開始したところ、半年間で300件を超える派遣を実施することとなった⁽²⁰⁾。同センターでは、15年度からは電話、電子メール等による相談体制を整備している。

このように、各教育センターでコンサルタントと資料提供機能が重視される背景には、次の要因が考えられる。

第1の要因は、平成14年度より改訂学習指導要領が施行されていることである。新学習指導要領では各学校の裁量がこれまで以上に拡大され、特に新設された総合的な学習の時間については学習指導要領における規定が他領域に比べて簡略であるところから、各学校に大きな権限が与えられている。教育課程編成における大きな権限を与えられた学校においては、その権限行使して独自の教育課程を編成する意欲を有するよりも、その権限をどのように行使すればよいか迷っている学校が多いと思われる。そのために埼玉県の調査結果に表れたように、多くの教師がコンサルタントや情報提供を希望することになっていると考えられる。

第2の要因は、地方分権の推進である。平成9年の中教審答申を契機として推進しつつある教育の地方分権により、それまでは、国→都道府県教育委員会→市町村教育委員会→学校というラインで情報の伝達や意思決定が行われていたのが、学校の主体性が認められる場面が増えている。前述の学習指導要領の改訂もその一環と言えるが、権限を与えられた学校においては、その権限をどのように行使して意思決定すればよいか迷う場面が多い。ましてや、地方分権と同時に進行している教育改革により、学校に対してはさまざまな改革案が提示されている。提示されている改革案の多くは、その実施については各学校の判断に委ねられるものであるものの、学校においては、どのように判断すればよいか迷い、何らかの指針を求めている教師が数多くいると考えられる。

第3の要因は、教員や学校文化の変容である。近年は子どもの変容や教育改革の進行に伴う多忙感や抑圧感を覚える教師が増えている。さらに、学校評価や教員評価の実施等により、校内の人間関係が円滑に進行しなくなっているとの事例も見られる。かつて支援を求める教師へのサポートは校内の教員間レベルで対処できていたのが、校内では有効な解決策を見いだせなくて、学校以外に支援リソースを求める教員が増えていると思われる。

第4の要因は、自治体の財政状況と行政改革である。教育センターの運営については、国の基準が存在していないため、その定員措置、運営費等の意思決定権限は設置者に委ねられている。設置者の側においては、財政状況の悪化により、予算総額を削減する必要に迫られており、その矛先が国の基準も存在しない教育センターの運営経費に向かうのは必然である（地方分権推進会議で議論されている義務教育費国庫負担法廃止論により、この傾向は義務教育全般に広がる可能性があるが）。教育センター職員の話では、近年は予算編成部局より、学校現場にどのように役に立っているのかの説明を求められることが多くなっている。教育センターが行った研究の成果や、センターで実施した研修の成果を説明することは困難であることに対し、カリキュラムサポートセンター等の施設で教職員の相談に応じる事業については、相談件数の増加がその意義を説明するもっとも有力な証拠となる。教育センターにおいては、学校現場の要請に直接に応じることとなるコンサルタントや資料提供業務に力点を置くことにより、アカウンタビリティに基づいた教育サービスを提供できる

こととなる。

第5の要因として、教育委員会事務局の多忙化が考えられる。近年は教育委員会事務局が多忙化しているとの声をよく聞く。その要因は、議会や市民からの問合せの増加、学校における問題事例の発生に伴う対応策の検討などがあげられる。そのため、教育委員会事務局の指導主事が学校現場に出向くことや学校からの要望に応じることが困難となっている。岐阜県や三重県の教育センターが教育委員会事務局と一体化した組織改編を行ったことは、そのような課題に対処する意図も内包している⁽²¹⁾。これまで、各学校の教育課程に対する教育委員会の指導は、年度当初の教育課程の教育委員会への提出時の指導のほか、指導主事の個別指導によっていた。近年は教育課程を教育委員会に提出する際の事前指導が簡素化される傾向もあり⁽²²⁾、各学校や教員においては教育委員会事務局以外に指導のリソースを求める要望があるものと思われる。

5. 今後の課題

カリキュラムセンター機能の充実をめぐる改革の現状は以上のようになる。今後の、教育センターを含めた地方教育行政レベルの教育の諸条件整備の在り方を考える上で、この現状分析から得られた視点を生かすと、次の課題が明確となってくる。

第1の課題として、教育センターを通じた地方教育行政の条件整備の在り方を、人材育成の観点から総合的に考察する必要性が考えられる。

地方教育センターのカリキュラムセンター機能の充実をめぐる改革は、国の動向に先行する形で展開した。各改革事例に共通に見られる要素として、各学校や教員を個別に支援する機能が含まれており、個別対応を実施することとなった教育センターに多くの問合せが寄せられることとなっている事実は、現行の教育課程行政において、個別にサービスを提供する条件整備が重要であることを示している。

個別対応を実施することとなった教育センターに多くの学校や教員からの問合せが寄せられるようになった事実は、そのような要望が各学校や教員において存在していたことを示すと同時に、教育センター（その職員）が個別に相談に応じる力量を有していることを示している（ある教育センターでは、指導力量を有する教員をセンター職員とするよう人事異動方針を転換した例もある）。多くの教育センター職員は、若手教員の時代より、教育センターの研究に関係し、校内研究とも併せて研究の実績を積んだ上で教育センター職員となっている。彼らのキャリア形成過程には、教育センター関係の研究や大学附属学校における研修、独立行政法人中央研修センターが実施する中央研修等が有機的に位置付いている。ところが、近年の緊縮財政にともなう行政改革の中で、教育センターの研究予算が削減されたり、定員が削減されたりする傾向が見られる。中央研修を実施している独立行政法人教員研修センターに対しても、業務を見直す動きが与党自民党で見られる⁽²³⁾。

地方教育センターにおいては、このような流れに抵抗するためにカリキュラムセンター機能の充実を図ったという文脈も見られるものの、ほとんどの教育センターはカリキュラムセンター機能を担う部署を既存の部署の運用により実施しており、新規に定員や予算を獲得した教育センターは数少ない。そのため、多くの教育センターにおいて職員は多忙化の傾向にある。

現在の教育センターは、所員の在任期間の短縮傾向、予算の削減、担当すべき研修の増大（10年経験者研修の法制化、指導力不足教員を対象とした研修等）、などに直面している。それと同時に、教育センターの役割として、総合的な学習の時間などの教育課程に関する研究、評価に関する研究、

教育センターにおける「カリキュラムセンター機能」をめぐる改革動向

情報化への対応、研修の改善等の新たな役割が期待されている⁽²⁴⁾。教育センターが学校主体の教育課程編成を支援するためにも、教育センターの組織の在り方及び職員の養成システムを、地方の教員採用、養成システム全体の中で考察する必要性が出てこよう。

第2の課題として、教育センターの役割の再考察が考えられる。

神奈川県のように教育センター全体をカリキュラムセンターと称するようになった場合、カリキュラムセンター機能は教育センター全体で担うとする考え方で特別な改革を行っていない他の教育センターと表面的な差異はなくなる。そもそも教育の諸条件整備は学校の教育課程編成に集約されるべきものであるから、教育センターの役割は元よりカリキュラム開発支援であると解釈することもできる。教育センターにおいては、カリキュラム開発に関する研究を実施してきた歴史はあるものの、それは、学習指導要領に基づく教育課程編成を前提とし、独自の教育課程開発を意図したものではなかった。今後、地方独自の教育課程開発のために教育センターが果たすべき役割を考えた際に、カリキュラム研究のための組織を充実させる改組のみで十分なのか、教育センター全体を改組する必要があるのか、さらには、教育委員会組織全体を見通した改組が必要であるのかという検討が必要となってくる。

現在の各地方教育センターの改革動向は、国の改革の影響の下に進んでいる側面もあるものの、学校現場の現状と要望や地方が有する人的資源の現状を反映した側面も有している。地方の独自性を尊重した教育改革を推進するためにも、各学校の現状を分析すると同時に、各地方の教育センター等の教育行政機関の現状やその中で養成されている教員の現状も見通した施策の立案が求められていると思われる。

注

- 1 都道府県指定都市教育研究所長協議会「これからの教育センター等の在り方に関する調査研究」平成14年3月
- 2 「大阪府教育センター要覧 平成13年度」
- 3 神奈川県立教育センター「カリキュラムセンター」平成13年7月
- 4 「神奈川県立総合教育センター組織規則」平成14年神奈川県教育委員会規則第5号
- 5 埼玉県立総合教育センター「平成13年度要覧」
- 6 埼玉県立総合教育センターホームページ <http://www.center.spec.ed.jp/>、 薗木豊「総合教育センターの新たな展開」世界通信教育情報埼玉版第1828号 平成14年9月25日、埼玉県立総合教育センター「教育研究所・教育センターの動き—カリキュラムセンター機能の充実③」日本教育新聞平成14年5月17日、全国教育研究所連盟シンポジウム「これからのカリキュラム行政における教育研究所・センターの役割を考える」平成14年6月5日
- 7 長崎県教育委員会「長崎県教育センターの機構再編について」平成14年3月
- 8 中島章夫「カリキュラム変革と教育改革」『中等教育資料』昭和47年10月、中島章夫「カリキュラムセンターについての提案」『学校経営』平成元年8月、中島章夫「国にも地域にもカリキュラムセンターを創ろう」人間教育研究協議会編『教育フォーラムNo.22』平成10年
- 9 神奈川県立教育センター「カリキュラムセンターとともに歩む新時代の教育」平成14年3月
- 10 前掲書
- 11 中島章夫「国にも地域にもカリキュラムセンターを創ろう」人間教育研究協議会編『教育フォーラムNo.22』平成10年
- 12 神奈川県立教育センター「カリキュラムセンター」平成13年7月
- 13 大阪府教育センター「教育研究所・教育センターの動き—カリキュラムセンター機能の充実①」(日本教育新聞平成14年4月19日) 及び担当者インタビューによる。
- 14 拙稿「地方分権時代の教育センター⑨ カリキュラム・サポートセンターを設置した埼玉県」週刊教育資料No.768 2002.8.12

- 15 神奈川県教育委員会は、番組製作会社に委託し作成・放映した学校教育放送番組2500本を所蔵しており、教育センターではそれを閲覧・貸し出しすることが可能となっている。
- 16 埼玉県立総合教育センターはカリキュラムセンター機能について次のように定義している。
「カリキュラムセンター機能は、各学校の教育課程の編成や新しい教科・科目の対応への支援、指導方法や指導案づくり及び評価の在り方へのアドバイス、教材・教具の開発や貸し出しなどを通して、学校や市町村教育委員会を支援し、学校における一時間一時間の授業を充実させること」と定義し、カリキュラムセンター機能の柱として、①カリキュラム・コンサルタント、②調査研究、③資料の収集・提供、④人材育成、⑤ネットワークの構築を掲げた。①カリキュラム・コンサルタントの取組としては、出前講座、要請訪問の実施等を行っている。②調査研究としては、シラバス及び学習指導案の作成を行っている。③資料の収集・提供としては、学校から学習指導案、調査研究資料を収集し、定期刊行物「埼玉教育」による提供、ホームページによる提供を行っている。④人材育成としては「未来を拓く授業クリエーター講座」などを創設し、従来の研修プログラムにはなかったリーダー層の育成を目指している。⑤ネットワークの構築としては、国立教育政策研究所との連携や総合的な学習を支援する関連省庁との連携、埼玉県内の市町村教育研究所との連携を進めている。(埼玉県立総合教育センターホームページ <http://www.center.spec.ed.jp/>、埼玉県立総合教育センター「教育研究所・教育センターの動き—カリキュラムセンター機能の充実③」日本教育新聞平成14年5月17日)
- 17 長崎県教育センターはカリキュラムセンター機能について次のように定義している。
「今日、「カリキュラム」は、教育目標、教育内容、教材、指導方法、学習活動、評価という一連の計画的教育活動の総体を意味すると考えられている。教育センターでは、これらのことについて①開発・研究、②調査・収集、③情報提供、④相談活動を充実させ、市町村教育委員会、各学校、教職員の教育活動の支援に積極的に取り組むこととする。この機能を「カリキュラムセンター機能」という。」(長崎県教育委員会「長崎県教育センターの機構再編について」平成14年3月)
- 18 沖縄県立総合教育センターはカリキュラムセンター機能について次のように定義している。
「カリキュラムセンター機能とは、各学校の教育課程の編成や指導計画、指導目標、指導方法や指導案づくり及び評価方法のあり方などへの相談・支援、教材・教具の開発・収集や提供・貸し出しなどを通して、学校や教職員、父母を支援し、一時間一時間の授業を充実させることであるととらえました。
県立総合教育センターにおけるカリキュラム機能の充実に向けて、調査研究を行った結果、「1 カリキュラム・コンサルタント」、「2 調査研究・開発・収集・提供」、「3 教職員研修」「4 人的・組織的ネットワーク」、「5 遠隔教育」、「6 普及・広報」の6本を機能の中心として提案します。」(沖縄県立総合教育センターホームページ <http://www.edu-c.open.ed.jp/>)
- 19 横浜市は、平成8年度から「新よこはま教育プラン」の策定委員会を立ち上げて検討を進め、平成11年3月に「ゆめはま教育プラン」を策定した。同プランにおいては、「それぞれの学校が基礎・基本を徹底しながら、特色のあるカリキュラム（教育課程）を開拓していくために（中略）各学校の教育課程の編成や開発を支援するカリキュラムセンターを設置」することを提言した。
この提言を受け、横浜市教育センターは平成12年度から教育センター研究研修課内に「新教育課程担当」を置き、カリキュラムセンター機能を視野に入れた活動を行ってきた。平成14年5月にはより一層の充実を図るために改組し、教育課程開発課を設置した。
教育課程開発課は、学校を支援するために「教育課程開発事業」「教育課程支援事業」「教育プラン開発事業」の3つの事業を実施している。「教育課程開発事業」は、各学校の教育課程編成や運営・改善を支援するための教育課程の内容や方法に関する研究、「教育課程支援事業」は、教育課程に関する情報資料の提供や教育実践の場での具体的な支援、「教育プラン開発事業」は、次期教育プラン開発を視野に入れ研究をすすめている。(横浜市教育委員会「ゆめはま教育プラン」平成11年3月、横浜市教育センター「教育研究所・教育センターの動き—カリキュラムセンター機能の充実⑥」日本教育新聞平成14年7月5日)
- 20 拙稿「地方分権時代の教育センター⑯ 学校支援を構想する福岡市教育センター」週刊教育資料No.785
2002.12.23
- 21 拙稿「地方分権時代の教育センター⑰ 教育委員会組織と一体化した岐阜県総合教育センター」週刊教育資料 No.769 2002.8.26、拙稿「地方分権時代の教育センター⑱ 組織をフラット化した三重県総合教育センター」週刊教育資料No.775 2002.10.14
- 22 中留武昭代表 平成15年度科学研究費補助金中間報告書「教育課程行政の実態に関する中間調査研究成果報告書」2003.10
- 23 読売新聞「独立行政法人教員研修センター廃止含め業務見直し」2003.9.4、「独立行政法人所管官庁に残る身内意識、改革へ欠かせぬ第3者の評価」2003.9.10
- 24 国立教育政策研究所「地方教育研究所・教育センターとの連携の在り方に関する調査研究報告書」2003